

東京新日本オークション株式会社 出品者規約

第1条 出品する場合

1 出品依頼について

(1) 出品者が個人の場合、弊社の認める身分証明書（免許証、パスポート等）を提示し委託契約書に署名し、契約を締結しなければなりません。

(2) 出品者が法人またはその他の団体の場合、有効な登録証明書、身元の証明、または法的決裁書類の法定代理人を保持し、同社が委託契約書に署名し、契約を締結しなければなりません。

(3) 出品者は、出品商品に関して必要と思われる情報（作品名称・種類・サイズ・状態）および画像（商品を確認できる写真等）を当社までお送りください。出品の受付締め切りは当社までお問い合わせください。

2 代理人に委託して出品する場合

代理人による出品を希望する場合、下記の内容を含んだ委任状を提示しなければなりません。

(1) 代理人の身分証明書

(2) 代理人が法人の場合、法人またはその他の団体の場合、有効な登録証明書

(3) 法的な手続きに基づいた委任状

以上に基づき、弊社は合法的方法により審査を行います。

第2条 出品者の責任

出品者はオークションに出品する商品について下記について厳守すること。

(1) 出品者は、商品の完全な所有権及び合法的処分の権利（著作権を含む）の所有者であること、または完全な所有者から法的に全権を委任された代理人であること。

(2) 出品者は、商品に関する情報について、弊社に対し知りうる限りの事実情報を告知する義務があります。

(3) 仮に、出品者の告知内容に意図的な虚偽が発見された場合や、第三の権利が付与されている事実を隠蔽して出品し訴訟や損害賠償が生じた場合、出品者は弊社または落札者に対し、発生したあらゆる出費や損失を補填しなければなりません。

第3条 最低競売価格（リザーブ価格）

出品者は、出品作品ごとにリザーブ価格を設定する事ができます。その際、弊社の同意が必要となります。

リザーブ価格は弊社と出品者との協議を通して書面で決定いたします。なお、リザーブ価格は弊社によるエスティメート価格を下回る事はできません。また、弊社は最低売却希望価格において売却できる事を保証するものではありません。

第4条 当社の決定権

以下については当社に決定権があります

- (1) 出品作品カタログ／新聞／その他ニュースメディアなどへの掲示の有無
- (2) 鑑定士への依頼
- (3) カタログ掲載、下見会、その他広告宣伝にかかる費用
- (4) オークションへの出品の有無
- (5) オークションの日にち、場所、オークション方法

第5条 出品の取り消し

契約締結後に何らかの理由で商品がオークション出品に適していない場合は、当社からオークション開始後30日以内にその旨を出品者に通知致します。（商品の返却にかかる交通費及び梱包費用は出品者の負担となります。）通知から7日を経過した後オークション出品委託契約を解除致します。その際出品者よりご連絡がない場合は、商品の合法的処分を検討し、商品売却により利益が生じた場合、商品取り扱いに生じた費用等を除いた金額を出品者に還付致します。

第6条 オークション中止

下記のことが生じた場合、当社は常にオークションを中止する権利があります。

- (1) 当社が商品の帰属あるいは真実性に異議を持った場合
- (2) 商品の帰属あるいは真実性に異議を持った第三者から相関性のある証拠を提供された場合

その場合、規定に基づきオークションに生じた全ての損害に対して相応の責任を要求致します。

- (3) 第2条(2)に示した通り、出品者が商品に対する説明責任を怠った場合。
- (4) 出品者が規約のいずれかの規定に違反もしくは、違反しようとする証拠がある場合。

第7条 出品者による出品取り消し

出品予定の商品を取り消す場合は、その旨を書面により当社に通知し、最低競売価格（リザーブ価格）の3%の他、商品に関わる宣伝費等に生じた金額を当社に支払う必要があります。また、カタログや広告等に掲示済みの場合、出品を取り消す事による論争や賠償請求は発生した場合、当社は一切関わらないものと致します。

第8条 保険の自動付帯

書面による特別な指示がない限り、オークション出品委託契約締結後、全ての出品作品に保険が自動付帯されます。保険金額の一部は、オークション出品委託契約で確定した価格に含まれます。（尚、保険料はオークション終了後、商品の最終価格により決定致しますので、委託契約締結時には保険料金は確定しておりません。）

第9条 保険料

オークション終了後、出品者は保険料の追加分として、下記に応じた金額を支払う必要があります。

落札の場合：落札価格の1%

不落札の場合：最低競売価格（リザーブ価格）の1%

第10条 出品者の保険手配

特別の指示がない場合、全ての出品作品に保険が自動付帯されますが、出品者自身で他社の保険等に参加する場合は、当社による保険付帯不要の旨を、書面により通知しなければなりません。

加えて、下記の責任を負う義務が生じます。（仲裁機構による特別な裁定がある場合を除く）

- 1、商品の破損または紛失等が生じた場合、商品の所有権を持つ第三者により損害賠償を請求された場合の責任は出品者が負う事となります。
- 2、商品の破損紛失などによって当社に損害等が生じた場合、出品にかかわる費用を含め、全ての費用を出品者が負担する事となります。
- 3、出品者が他社の保険に参加する場合、加入する保険会社に上記のような責任を説明する義務があります。

第11条 保険免責事項

商品の保管において当社は以下の事項については、一切の責任を負いません。

自然な摩耗や固有または潜在的欠陥、物質自体の自己発熱、酸化、腐食、漏れ、ラット咬傷、昆虫、大気（気候や温度）の変化、湿度や温度勾配におけるその他の変更理由や地震、津波、戦争、戦闘、武力紛争、テロ、クーデター、ストライキ、そのような不可抗力な社会騒乱、および核放射線とオークションの放射能汚染の損失の発生、これらによって生じる商品の毀損、および付帯する書類、枠、ガラス、引き出し、下部マット、フレーム、取り付け、挿入ページ、ローラー等の付属品について。

第12条 保険賠償

当社が出品者に対して支払う損害賠償の額は、当社が損害保険会社と締結する損害保険契約に基づき支払われる保険金額の範囲に限定されます。また、保険会社より支払われる保険金額から当社の手数料等を差し引いた金額を、出品者に還付致します。

第13条 故意の競り上げ行為の禁止

出品者は自分が出品した作品の落札価格を競り上げるために、出品者自身または第三者を使うなどして、オークション会場で入札することはできません。この規定に違反した場合、出品者は当社に生じた全ての損失に対応する法的責任と補償を負担する必要があります。

第14条 手数料及び報酬

特別な契約がない限り、出品者は商品が落札された場合、出品にかかわる手数料等の代金とは別に、落札価格の15%を当社に支払わなくてはなりません。また、当社は出品者の代理人であるとともに、落札者からの仲介報酬等を受け取る権利を有する事を出品者は同意すること。

第15条 不落札の場合

商品が不落札の場合、または落札価格が最低競売価格（リザーブ価格）を下回った場合も、出品者は出品委託契約締結時の最低競売価格（リザーブ価格）の3%及び、出品にかかわる手数料等を当社に支払わなくてはなりません。

第16条 売却益のお支払

出品者に対する売却代金のお支払は、落札者からの入金を確認後、オークション開催後の35日以内に日本円でのお支払となります。これを持って出品委託契約は完了となります。

第17条 支払いの延滞

落札された商品に対して期限を過ぎても支払がなされない場合は、落札者から支払がなされた日から7日以内に、出品者に代金を支払う事となります。

第18条 商品輸送のリスクについて

出品のキャンセルや不落札などの場合、郵便、速達、宅急便、代理人による受取、法人の場合従業員による受取など、出品者の要求に応じた方法で出品作品を返却致します。出品作品は、輸送業者や代理人に商品を託した時点で返却完了となります。

それ以降の輸送中のトラブルが発生した場合、当社はいかなる場合も責任を保証する義務はありません。

